

会 議 録

会議の名称		令和元年度第1回守谷市地域包括支援センター運営協議会		
開催日時		令和元年5月21日（火） 開会：午後1時30分　閉会：午後3時		
開催場所		守谷市役所 庁議室		
事務局 (担当課)		保健福祉部 介護福祉課		
出席者	委員	城賀本会長，星野会長代理，地引委員，市塚委員， 今井（由）委員，坂本（美）委員，高橋委員，戸田委員， 坂本（晴）委員，吉田委員，今井（早）委員　計11人		
	その他			
	事務局	副市長（途中退席），稲葉保健福祉部次長兼介護福祉課長， 森山地域包括支援センター所長，鈴木介護福祉課課長補佐， 高橋係長，市村係長，芳師渡係長，高村係長，安藤主任　計9人		
公開・非公開 の状況		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	0人
公開不可の場合 はその理由				
会議次第		1 開　　会 2 あいさつ 3 委嘱状交付 4 協議事項 (1) 令和元年度守谷市地域包括支援センター運営方針（案） について (2) 令和元年度守谷市地域包括支援センター事業計画（案） について 5 そ　　他 (1) 地域密着型サービス事業所の指定更新について 6 閉　　会		
確定年月日		会議録署名		
令和元年12月16日		城賀本 満登		

審 議 経 過

1 開 会

2 あいさつ

3 委嘱状交付

4 協議事項

事務局： 「守谷市審議会等の会議の公開に関する指針」では、会議録の作成及び公表について、「発言者の氏名は、記載しないこと。ただし、発言者の氏名を公にしても率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがないと認める場合であって、かつ、会議において承認を受けたときには、この限りではない。」と規定されております。

委員の皆さまに、本日の会議の会議録について、発言者の氏名記載の是非について御協議いただきたいと思っております。

【協議の結果、令和元年度の会議録については、発言者氏名は記載しないと決定した。】

(1) 令和元年度守谷市地域包括支援センター運営方針（案）について

第7期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、令和元年度守谷市地域包括支援センター運営方針（案）について説明し、重点的取組事業について意見をいただいた。

【主な意見等】

委 員： 2ページの③認知症対策の推進にア認知症サポーター養成の推進とありますが、認知症サポーター養成講座とは、オレンジリングが配布される講座ですか。

事務局： はい、その通りです。

委 員： 1ページの(2)重点的取組の①地域ケア個別会議の定期開催に「年間スケジュールを市内の居宅介護支援事業所や介護サービス事業所等に周知する」とありますが、時間・場所なども現段階で決定していますか。

事務局： 令和元年度は月1回の開催で時間は午後2時から3時、場所等も決定しています。市内居宅介護支援事業所へ介護認定が要支援の方のプランを検討するため、参加を依頼し、日程表は既に渡しています。また、介護サービス事業所については今後参加を依頼予定です。

会 長： 1ページの(2)重点的取組の②生活支援体制整備事業（第2層協議体）の推進に、まちづくり協議会とありますが、福祉部会以外にどのような組織があるのでしょうか。

事務局：すでに設立している高野地区のまちづくり協議会では、5つの部会に分かれています。防災防犯の部会や敬老行事等を行うきずなづくり部会、市内を運行するモコバスが一部路線廃止になったことで互助輸送を考える部会、広報の部会、地域福祉部会があります。生活支援体制整備事業は地域福祉部会と連携しており、高齢者を含めた助け合いの仕組みについて話し合う部会です。

会 長：地区の協議会によって部会は違うということですか。

事務局：はい、その通りです。地域のニーズを考えた上で設置しています。

会 長：生活支援コーディネーターの1名は社会福祉協議会ですが、さらに地域包括支援センターの職員が入るのですか。

事務局：生活支援コーディネーターは基本的に1名ですが、活動のバックアップや情報提供のために地域包括支援センターの職員を1名ずつ配置しています。

委 員：まちづくり協議会についてですが、高野地区以外はどの地区が設立しているのですか。

事務局：北守谷地区と大野地区が設立しています。大井沢地区が近々設立予定であり、みずき野地区と守谷地区は調整中と確認しています。

委 員：北守谷地区のまちづくり協議会の活動はあまり活発ではないようですが、今後活発になるのですか。

事務局：北守谷地区は昨年末に設立したところであり、今年度の事業計画を練っており、活動は今後本格化していくと考えられます。

【協議事項（1）について一同了承】

（2）令和元年度守谷市地域包括支援センター事業計画（案）について

令和元年度守谷市地域包括支援センター事業計画（案）について説明し、重点取組事業である、生活支援体制整備事業や認知症総合支援事業等について意見をいただいた。

【主な意見等】

委 員：2ページの1介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）①訪問型サービスに「緩和した基準によるサービス」はどのような内容ですか。

事務局：現在守谷市での訪問介護は介護保険給付と同様のものを導入しています。その基準を緩和し、例えばホームヘルパーの資格がない方が生活援助を提供するサービスです。守谷市ではシルバー人材センターの職員が一定の研修を受けた後、生活援助を中心としたサービスの提供等を行うことを想定しています。

今後更に高齢化が進むと考えられる中で、介護職員も限られているため、資格を持つ専門職はより重度の方へサービスを提供し、生活支援サービスは地域の高齢者が担えるようにとの方針が国から出ているため、

それに基づいた事業です。

委員： 訪問型サービスA以外は守谷市では行っていないのですか。訪問型サービスCでリハビリ職を雇用して実施している市町村があります。

事務局： 守谷市で現在取り組んでいるのは従来の訪問介護のみです。

会長： 訪問型サービスCではリハビリ職が訪問するのですか。

委員： 訪問型サービスCは作業療法士や理学療法士が自宅訪問し、リハビリ指導や医療から介護保険の移行の判断を支援するもので、徐々に増えています。

事務局： 将来的には短期集中予防サービスとされる訪問型サービスCへの拡大も検討しなくてははいませんが、訪問型サービスAから順に広げていくように考えています。

会長： 訪問リハビリとは違うのですか。

委員： 医師の処方せんがないため身体的な治療は実施しませんが、例えば住宅改修や自主トレーニングの指導に取り組んでいます。

委員： 6ページの②認知症地域支援・ケア向上事業で「認知症カフェの開催方法を見直して、定期的に同じ場所で開催」とありますが、今までは市役所や様々な場所で行っていますが、どのような案がありますか。

事務局： 昨年度はカスミ守谷テラス店にて開催し、認知症ガイドブックの配布や周知活動を行っています。カスミ守谷テラス店でも地域に根づいたサービスを行いたいという意向があり、会場の広さもあり、また、北守谷地区は高齢化率が高い地域でもあるため、カスミ守谷テラス店で定期的に行うことができるように調整中です。

委員： 守谷市には生きがい活動支援通所事業としてげんき館が2か所ありますが、どちらも北守谷地区からは遠いため、認知症カフェを北守谷で行うのは良いと思います。開催場所の一案として、北守谷にある市民活動支援センターを活用できないですか。路線バスも止まり、会議室もあり、飲み物も有料ですが準備があり、市民の方の様々な展示もされています。カスミだと人に見られて気恥ずかしい気持ちと、認知症の方本人は認知症という自覚がないのでわざわざ行きたくないという気持ちもあります。

事務局： 開催場所については、いただいた意見も踏まえて今後検討します。

会長： カスミの雰囲気で行うのも悪くはないと思います。

委員： カスミは様々な用事で来られる方がいるので、認知症の方も落ち着いてカフェを楽しむというのは難しいと思います。

委員： 6ページの②認知症地域支援・ケア向上事業の認知症声かけ模擬訓練ですが、実際に行ったつくば市では市民の意識が高まったと聞いています。モデル地区はどこで考えていますか。

事務局： 今後調整予定ですが、高野地区まちづくり協議会が福祉関係の事業に積極的に取り組んでいる様子があるため、検討できないかと考えていま

す。

委員： 7ページの②認知症サポーター等養成事業ですが、以前から守谷市では積極的に行っており、受講者は何千人といると考えます。認知症サポーターフォローアップ講座ではどこまで掘り下げて行うのでしょうか。

また、認知症サポーターを養成できる、キャラバンメイトの資格を持っている方の活動内容はいかがですか。

事務局： 認知症サポーター養成講座は長年行っているため、認知症サポーターフォローアップ講座はここ3年間の受講者への声掛けを考えています。

キャラバンメイトは守谷市内の資格所持者が47名です。実際に活動しているのは約10名位であり、特に在宅介護支援センターの方々が活動しています。

委員： 3ページの③地域介護予防活動支援事業の介護支援ボランティアポイントについて詳細をお願いします。

事務局： 介護支援ボランティアポイントは今年5月15日から開始しました。市内介護保険施設や通所介護施設にて職員の補助的な作業をボランティアとして携わった方にポイントを付与するものです。例えば、レクリエーション活動の補助や業者に頼む程ではない草取り、シーツ交換など軽微なものになります。事前に登録された方にボランティア手帳を渡しており、1時間活動すると1ポイント付与し、1日2ポイント、年間50ポイントが上限で、1ポイントあたり100円に現金還元できます。また、現金還元を希望されない方には社会福祉協議会への寄付ができます。実際に介護支援ボランティアポイントの受入れ施設では、どうですか。具体的な活動内容を教えていただけますか。

委員： まだ活動開始はしていませんが、例えば散歩するにもマンツーマンで行わなくてはいけないため、利用者5名に職員が2名・ボランティア3名で対応したり、余暇活動で生け花や書道を行う時に見守りをお願いするといった内容を考えています。

委員： ボランティア保険への加入は必要ないのですか。

事務局： 介護支援ボランティアポイント制度で活動する方はボランティア保険の加入と市が実施するボランティア講座の受講が必須です。この2点はボランティアの方や利用者の方、受入れ施設すべてが安心・安全して活動するために必要と考えています。

会長： 介護支援ボランティアポイントはボランティア活動をきっかけに高齢者の方が地域社会に出て、さらに健康・生きがいがづくりとなるといった、高齢者の社会参加と介護予防が目的と考えられます。

【協議事項（2）について一同了承】

5 その他

（1）地域密着型サービス事業所の指定更新について

令和元年6月1日に指定期間満了となるアネシス・シャロームの指定更新について説明したところ、意見はなかった。

(2) 次回の会議日程について

令和元年8月22日(木) 午後1時30分から、中会議室にて開催予定。

6 閉会